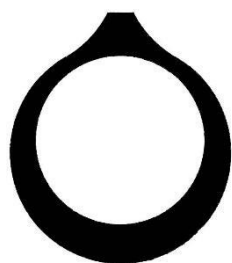


入湯税特別徴収の手引



小 山 町

《入湯税の申告についてのお問合せ・申告書の提出先》

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57-2

小山町役場 企画総務部 税務課

電話：0550-76-6102

Eメール：zeimu@fuji-oyama.jp

○ はじめに

鉾泉浴場の経営者の皆様におかれましては、入湯税の徴収に当たりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

鉾泉浴場の入湯客にご負担いただき、皆様に徴収していただきました入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び小山町税条例の規定により、鉾泉浴場の経営者の皆様に徴収していただき、毎月、小山町に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉾泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

目 次

1	入湯税の概要	P 1
2	納税義務者	P 1
3	課税免除	P 2
4	税 率	P 3
5	徴収の方法	P 3
6	特別徴収義務者	P 3
7	鉱泉浴場営業開始申告書の提出	P 3
8	特別徴収の手続き	P 4
9	帳簿の記載および保存	P 4
10	税務調査	P 4
11	申告書等の記入例	P 5
12	よくある質問	P 7
13	参考資料	P 9

1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税であり、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

○小山町の制度の概要○

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税されない方 （課税免除）	①小学生以下相当の方（年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方） ②共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方 ③学校（大学を除く）が学校教育上の見地から行う行事に参加する方 ④町民の健康増進と人と人とのふれあい及び交流の拠点の提供を目的として、町が設置した施設において入湯する方
税率	① 宿泊客……1人1泊につき 150円 ② 日帰り客…1人1日につき 50円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法（鉱泉浴場の経営者が地方公共団体にかわって税金を徴収する方法）によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税申告書を町に提出するとともに、徴収金を納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する日の前日までに、必要な事項を記入した營業開始申告書を提出してください。 ② 提出した申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記入した変更届出書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯税客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

2 納税義務者

町内の鉱泉浴場（温泉施設）において入浴をした方です。

※ 温泉を外から運び込んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も入湯税の課税の対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 小学生以下相当の方

小学生、もしくは日本の小学校に通っていない場合（外国人観光客等）であっても小学生以下の年齢に相当する場合（年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間の方）は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方

「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるものをいいます。

「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される、銭湯などの施設をいいます。

(3) 学校（大学を除く）が学校教育上の見地から行う行事に参加する方

・学校教育法第 1 条で規定する学校のうち大学を除くものを対象とし、具体的には幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び高等専門学校をいいます。したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。

ただし、小学生以下の方は上記(1)の規定により、校種や国内・国外を問わず課税が免除となります。

・学校教育上の行事の随行者として参加される方のうち、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

(4) 町民の健康増進と人と人とのふれあい及び交流の拠点の提供を目的として、町が設置した施設において入湯する方

該当する施設での入湯行為に関しては、課税が免除となります。

小山町の該当施設は以下のとおりです。

対象施設名称	所 在 地
・ 小山町町民いこいの家 あしがら温泉	小山町竹之下 1 2 8 3 番地

4 税率

(1) 宿泊客 1人1泊につき 150円

(2) 日帰り客 1人1日につき 50円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき・日帰り客は1日につき入湯税が課税されます。ただし、複数の鉱泉浴場において入浴する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

5 徴収の方法

特別徴収の方法によります。

「特別徴収」とは、地方税法及び小山町税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、町に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営されている方です。

鉱泉浴場の経営を開始する場合は、後述の「鉱泉浴場営業開始（予定）申告書」の提出が必要です。

7 鉱泉浴場営業開始申告書の提出

次の①、②により、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「鉱泉浴場営業開始（予定）申告書」を提出してください。

①新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

②申告した内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合は、直ちに申告してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、**鉱泉浴場営業開始申告書**は、**鉱泉浴場を経営する全ての方に提出していただく必要があります。**

※「鉱泉浴場営業開始（予定）申告書」、「鉱泉浴場の経営事業者変更届」、「鉱泉浴場の経営休業届」については、小山町ホームページからダウンロードできます。

8 特別徴収の手続き

(1) 入湯税申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者の方）は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税申告書を提出してください。申告書を郵便または信書便等で提出された場合は、郵便物または信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。申告書等の様式については、年度ごとに 1 年分をまとめて特別徴収義務者宛てに送付します。

※ 各種様式は小山町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 入湯税の納入書による納入

納入金については、毎月 15 日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を、以下の表の金融機関を通じて入湯税納入書兼領収証書により納入してください。

【町税の納付・納入場所】

①	小山町役場 1 階の小山町指定金融機関派出所 (取扱時間：午前 9 時～午後 4 時。ただし開庁日に限ります。)
②	小山町指定金融機関（収納代理金融機関）の本店・支店・出張所 ・スルガ銀行（取りまとめ店：小山支店） ・沼津信用金庫 ・御殿場農業協同組合 ・静岡銀行
③	東海 4 県内（静岡、愛知、岐阜、三重県）のゆうちょ銀行及び郵便局

9 帳簿の記載および保存

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、日毎の入湯客数、入湯料金、課税対象となる入湯客数、課税が免除される入湯客数、入湯税額を任意の書式の帳簿に記載し、1 年間保存してください。

10 税務調査

入湯税の適正かつ公平な課税を期するため、電話による確認のほか、実地の調査を行うことがあります。調査の際には、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

11 申告書等の記入例

(1) 入湯税申告書

様式第151号(第23条関係)

平成 30 年 5 月分 入湯税申告書																														
静岡県小山町長 様																														
H30年 6 月 1 0 日 提出																														
特別徴収義務者	法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0																											
	住 所		静岡県駿東郡小山町〇〇△番地																											
	氏名(名称)		株式会社〇〇〇温泉																											
	代表者名		代表取締役 小山 金太郎 印																											
鉱泉浴場の名称			富士山金太郎〇〇〇温泉																											
小山町税条例第145条第3項の規定により、上記月分の入湯税について下記の通り申告します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="4" style="text-align: center;">今月の税額明細</th> <th colspan="2">宿泊客</th> <th>税率</th> <th>税 額</th> <th rowspan="4" style="text-align: center;">合 計 税 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">220 人</td> <td>150円</td> <td>(Ⅰ) 33,000 円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">日帰り客</th> <th>税率</th> <th>税 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">2,500 人</td> <td>50円</td> <td>(Ⅱ) 125,000 円</td> <td>(Ⅰ)+(Ⅱ) 158,000 円</td> </tr> </thead></table>												今月の税額明細	宿泊客		税率	税 額	合 計 税 額	220 人		150円	(Ⅰ) 33,000 円	日帰り客		税率	税 額	2,500 人		50円	(Ⅱ) 125,000 円	(Ⅰ)+(Ⅱ) 158,000 円
今月の税額明細	宿泊客		税率	税 額	合 計 税 額																									
	220 人		150円	(Ⅰ) 33,000 円																										
	日帰り客		税率	税 額																										
	2,500 人		50円	(Ⅱ) 125,000 円		(Ⅰ)+(Ⅱ) 158,000 円																								
今 月 の 入 湯 客 明 細 書 (各欄とも人員)																														
日	総数	課税標準		課税免除		日	総数	課税標準		課税免除																				
		宿泊客	日帰り客	宿泊客	日帰り客			宿泊客	日帰り客	宿泊客	日帰り客																			
1	81	8	50		23	17	83	9	71	1	2																			
2	55	3	39		13	18	83	2	67		14																			
3	135	11	102		22	19	70	7	54		9																			
4	83	8	44		31	20	175	13	122	2	38																			
5	179	12	120	2	45	21	204	15	158	2	29																			
6	196	15	151	1	29	22	71	4	63		4																			
7	44	4	32		8	23	117	2	88		27																			
8	122	5	85		32	24	140	7	91	1	41																			
9	173	10	147	1	15	25	85	6	66		13																			
10	94	4	64		26	26	66	5	54		7																			
11	35	6	25		4	27	84	3	72	1	8																			
12	53	9	15	1	28	28	55	2	49		4																			
13	68	7	56		5	29	204	11	167		26																			
14	208	15	139	3	51	30	130	4	113		13																			
15	54	3	48		3	31	102	1	77	2	22																			
16	98	9	71	1	17	計	3,347	220	2,500	18	609																			
通信欄																														

※「今月の入湯客明細書」欄には、課税標準の列に入湯税課税客数を、課税免除の列に課税免除客数を記載

(2) 鉱泉浴場営業開始（予定）申告書

様式第 153 号(第 23 条関係)				※指定番号	
鉱泉浴場営業開始（予定）申告書					
鉱泉浴場 施設	(フリガナ) 施設名称	富士山金太郎 〇〇〇温泉			
	施設所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県駿東郡小山町〇〇△△番地 電話 (0550-xx-xxxx)			
	営業開始日	平成30 年 11 月 1 日 ☒ 開始 ・ 開始予定			
	営業時間	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分	定休日	毎月第3水曜日	
	浴槽基数	15 基	飲食の提供	☒ 有 ・ 無	
	利用料	小学生以下500円 大人800円	宿泊料	4,500円～12,300円	
鉱泉浴場 経営主体 (A)	(フリガナ) 名 称	株式会社 〇〇〇温泉 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	所 在 地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県駿東郡小山町〇〇△△番地の△ 電話 (0550-xx-xxxx)			
	代表者職・氏名	代表取締役 小山 金太郎			
	資本金（払込済）	〇〇〇 万円 (〇〇〇 万円)			
営業上 関連する 別途法人 (B)	(フリガナ) 名 称	株式会社 △▽△サービス 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	所 在 地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県静岡市駿河区×× 〇〇番地の◇ 電話 (054-xxx-xxxx)			
	代表者職・氏名	代表取締役 駿河 大海			
	資本金（払込済）	〇〇〇 万円 (〇〇〇 万円)			
	関連業務内容	施設の管理・運営 等			
希望する入湯税徴収義務者(C)		A の法人 ・ <u>B の法人</u>			
		担当部課名	管理部 管理課	電話番号	054-xxx-xxxx
入湯税振込予定金融機関(D)		〇〇〇〇銀行 △△△ 支店			
小山町税条例第147条の規定により、上記のとおり申告します。 平成30 年 11 月 1 日 小 山 町 長 様 特別徴収義務者 住 所 静岡県静岡市駿河区×× 〇〇番地の◇ 事業所名 株式会社 △▽△サービス 代表者氏名 代表取締役 駿河 大海					

(注) ※欄の記載は不要です。

12 よくある質問

Q 1. 宿泊客の1人から、病気やけが等により温泉に入湯していないとの申し出がありました。この場合は入湯税が課税されますか。

また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

A 1. 入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯客に課税されるものであるため、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。

したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合は返金する必要があります。

また、毎月申告書によって申告していただく「入湯客総数」からは除外してください。

入湯しているかどうかの判断については、社会的通念上、温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないということは考え難く、また個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には不可能と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収するものとしてください。

Q 2. 修学旅行等の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行その他学校行事に参加している引率者に該当し、入湯税は免除されますか。

A 2. 入湯税が免除される引率者とは、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している生徒等を現に引率している方をいいます。

したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、引率者に該当しないため、入湯税は免除されません。

Q 3. 高等学校等を卒業した方を対象として、当該学校が主催する旅行に参加する方及び引率者は、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者に該当し、課税は免除されますか。

A 3. 学校行事とは、入湯税が免除される学校が、当該学校の生徒等を対象として主催する行事をいいます。また、高等学校を卒業した方については、当該学校の生徒には当たりません。したがって、参加されている方及びその引率者の方については、入湯税は免除されません。

Q 4. 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合はどうなりますか。

A 4. 地方税法及び小山町税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合には、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

また、1 年間保存すべき帳簿を保存しなかったり、虚偽の申告等をした場合には、3 万円以下の罰金刑に科されることがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告納入をお願いします。

13 参考資料（条例の規定等）

○小山町税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- （1） 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- （2） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- （3） 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が学校教育上の見地から行う行事に参加する者
- （4） 町民の健康増進と人と人とのふれあい及び交流の拠点の提供を目的として町が設置した施設において入湯する者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、一の鉱泉浴場1人について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 宿泊を伴う入湯客 150円
- （2） 宿泊を伴わない入湯客 50円

2 前項の一の鉱泉浴場とは、原則として、鉱泉浴場の施設ごとに一の鉱泉浴場とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 前項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した入湯税申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第146条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前各号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第149条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

○地方税法（抄）

第4節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の

経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
 - (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - (3) 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
 - 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
 - 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 二 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

- 第701条の7** 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

- 第701条の11** 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。
- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

- 第701条の12** 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に

百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合
 - (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合
 - (3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合

又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の1に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の1に該当する事実

が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

・ 小山町 入湯税についてのホームページアドレス

http://www.fuji-oyama.jp/kurashikankyou_02_nyutouzei.html

平成 3 0 年 1 1 月発行

編集・発行 小山町役場企画総務部税務課 入湯税担当